

船舶事故調査報告書

令和2年7月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	浸水
発生日時	令和元年8月12日 06時30分ごろ
発生場所	京都府伊根町 ^{すき} 鋤崎南方沖 丹後 ^{たんご} 鷺崎灯台から真方位237°700m付近 (概位 北緯35°39.6′ 東経135°17.8′)
事故の概要	ミニボート（船名なし）は、漂泊中、浸水した。
事故調査の経過	令和元年8月28日、主管調査官（神戸事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	ミニボート（船名なし）、総トン数なし（長さ約3m）
船舶番号、船舶所有者等	なし、個人所有
乗組員等に関する情報	操縦者
負傷者	なし
損傷	船外機の濡損等
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南、風力 3、視界 良好 海象：波高 約0.5m
事故の経過	本船は、操縦者ほか2人が乗り、乾舷が小さい状態で、釣りをしながら漂泊中、付近を相次いで通過した船の航走波に船首方を向けていたものの、海水が舷側を越えて打ち込み、船内に浸水した。 本船は、操縦者が、積んでいたバケツで排水作業を行いながら陸岸に向かったものの、水かさが増して水船状態となり、船外機が停止した。
分析	本船は、乾舷が小さい状況の中、漂泊中、他船の航走波の影響を受けたことから、海水が舷側を越えて船内に打ち込んで浸水したものと推定される。
原因	本事故は、本船が、乾舷が小さい状況の中、漂泊中、他船の航走波が舷側を越えたため、海水が舷側を越えて船内に打ち込んで浸水したものと推定される。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・ミニボートのような乾舷が小さい船は、乾舷をできる限り大きく保った状態で出航し、浸水した場合、停止して排水作業を行うこと。 ・排水ポンプを装備することが望ましい。